

設計金額事後公表の試行及び再度入札について

本市の総合評価落札方式案件で実施している設計金額の事後公表を、10月20日以降に入札公告又は指名通知する建設工事等（設計・調査・測量）から試行します。これに伴い、これまで本市の入札回数は1回でしたが、設計金額を事後公表する案件については、1回に限り再度の入札を行うことができることとします。

再度の入札の対象となるのは、初度の競争入札において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合（最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）です。

具体的には、初度の入札に予定価格を超えた価格で入札した者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を送付し、原則として開札日の翌日（閉庁日を除く。）に再度の入札を行います（初度の入札に紙入札にて参加された場合は、FAXにより再入札通知書を送信します。）。